

# お知らせ

## 大山町交通災害共済

平成22年度にご加入いただいた『交通災害共済』は、3月末日で有効期限が切れま

す。平成23年度分については、区長さんに申し込み用紙の配布をお願いしています。万が一に備えて家族そろって加入しましょう。

### ◆保障内容

交通事故によって生じた死亡、障害、入院、通院について、共済金をお支払いします。

### ◆加入条件

町民の方なら年齢、健康状態を問わず、どなたでも加入いただけます。

◆掛金 1年契約で1口1000円\*1人3口まで加入できます。

### ◆共済金\*1口加入の場合

- ・死亡 100万円
- ・入院 1日につき2000円
- ・通院 1日につき1000円

### ◆加入手続き

加入申込書に必要事項を記入、押印し、掛金を添えて区

長または役場企画情報課、各支所総合窓口課へ提出してください。

◆手続期限 3月15日(火)

\*年度中の加入もできます。

### ◆共済金の請求手続き

共済金の請求には次の書類が必要です。(①・②・⑤については、企画情報課および各支所総合窓口課にありま

①共済金支払請求書

②事故発生通知書

③交通事故証明書(自動車安全運転センター発行のもの)

④医師の治療証明書

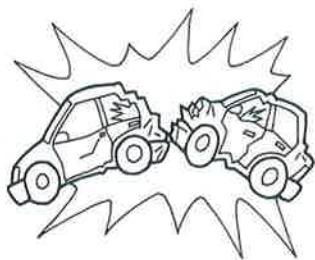
⑤承諾書

詳しくはお問い合わせください。

### ◆問い合わせ先

企画情報課

☎0859・54・5202



## 平成23年度

## 大山町特定新規

## 学卒者就職促進

## 奨励金

中学校・高等学校・専門学校などを新規に卒業される方のうち、身体障害者手帳を持ち、就職される方に、就職促進奨励金を支給します。

◆支給額 25,000円

◆手続期限 4月30日

### ◆対象者

次のいずれかに該当する方(保護者または世帯主が大山町内に住所がある方)

○身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

○社会的事情により就職が著しく阻害されている方

◆申請先 人権推進課または各支所総合窓口課

### ◆必要なもの

- 印鑑
- 身体障害者手帳など
- 採用通知書など

### ◆問い合わせ先

人権推進課

☎0859・54・2286

## 平成23年度 前期 農作業標準労働賃金協定表

※消費税総額表示

作 業 名	協定額 (税込み)	摘 要
田植え 機械植え (10a当たり)	6,500円	1. 側条施肥付500円加算
一般労務	800円	1. 1時間当たりの料金 2. 時間経過の際は適時加算 3. 葉たばこ・ネギ調理含む
耕耘機トラクター	荒起 6,000円	1. 農地の状況により適宜加算
	こなし 3,600円	
	代かき 5,000円	
こなし・代かき同時 (10a当たり)	7,000円	
堆肥 散布	1,500円	1. 1t当たりの料金 2. 堆肥料金は別途料金
あぜ草刈 (1時間当たり)	1,800円	1. 機械代・燃料代含む
あぜ塗り (1m当たり)	60円	
薬剤散布 (10a当たり)	1,000円	1. ナイアガラ散布 (機械代・燃料代含む)
追肥 (10a当たり)	800円	1. 機械代・燃料代含む

平成23年度の前期農作業標準労働賃金協定額が決まりました。適用期間は4月～8月未です。

この協定額は全町の標準額です。地区・農地の状況によっても異なるので、この労働賃金協定表を参考に、話し

お問い合わせ先  
農業委員会事務局  
☎0858・58・6115

\*梨については、西部果樹協会にお問い合わせください。  
☎0859・37・5814

## 農作業標準労働賃金協定額

平成23年度の前期農作業標準労働賃金協定額が決まりました。適用期間は4月～8月未です。

お問い合わせ先

農業委員会事務局

☎0858・58・6115

\*梨については、西部果樹協

会にお問い合わせください。

☎0859・37・5814